

平成 28 年 3 月 9 日
独立行政法人都市再生機構

「独立行政法人都市再生機構発注者綱紀保持規程」の制定について

当機構は、調達案件の発注事務に関し、関係法令、内部規程等によるもののほか、職員が遵守すべき事項等を定め、発注事務に係る綱紀の保持を図ることにより、発注事務の適正な執行がなされることを目的として、別添のとおり「独立行政法人都市再生機構発注者綱紀保持規程」を制定することとしました。

事業者の皆様におかれましても、当機構における発注者綱紀保持対策等の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○本件に係るお問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構 本社 経理資金部 契約監理チーム
電話 045-650-0302

以 上